

免許期間満了者等がこれらの事由の生じた日から五十日以内に、その所有し、又は管理する大麻を大麻草栽培者又は麻薬研究施設（麻薬及び向精神薬取締法第二条第一項第二十三号に規定する麻薬研究施設をいう。）の設置者に譲り渡す場合に限り、その譲渡し及び譲受けについては、同法第二十四条第一項及び第二十六条第三項の規定を適用せず、また、免許期間満了者等の当該大麻の所持については、同期間に限り、同法第二十八条第一項の規定を適用しない。

2 免許期間満了者等が前項の規定により同項の大麻を譲り渡したときは、十五日以内に、当該大麻の品名及び数量、譲渡しの年月日並びに譲受人の氏名又は名称及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。

第三章 大麻草研究栽培者

第十三条 大麻草研究栽培者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の免許（以下この章において単に「免許」という。）を受けなければならない。

2 第五条第二項（第七号を除く）、第六条及び第七条の規定は、大麻草研究栽培者に係る免許について準用する。この場合において、これらの規定中「大麻草採取栽培者名簿」とあるのは「大麻草研究栽培者名簿」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第五条第二項第一号及び第七条第五項中「第十二条の三第一項」とあるのは「第十七条第一項において準用する第十二条の三第一項」と、第六条第一項中「都道府県」とあるのは「厚生労働省」と読み替えるものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定に基づき免許を与えたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

4 免許を申請する者又は第二項において準用する第七条第三項の規定により免許証の再交付を申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第十四条 免許の有効期間は、当該免許の日からその年の十二月三十一日までとする。

第十五条 大麻草研究栽培者（免許の有効期間が満了した者を含む。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その免許の有効期間について、その翌年の一月三十一日まで、次に掲げる事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

一 大麻草の作付面積

二 当該有効期間の初日に所持した大麻の品名及び数量

三 当該有効期間中に採取し、又は譲り受けた大麻の品名及び数量

四 当該有効期間の末日に所持した大麻の品名及び数量

五 その他厚生労働省令で定める事項

2 厚生労働大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に通知するものとする。

第十六条 大麻草研究栽培者は、その所有する大麻（栽培地において現に生育するものを除く。）を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならない。

第十七条 第十条から第十二条まで、第十二条の二第一項及び第十二条の三から第十二条の五までの規定は、大麻草研究栽培者について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第十二条の三第一項中「第五条第二項第二号から第八号まで」とあるのは「第十三条第二項において準用する第五条第二項第二号から第六号まで及び第八号」と、「免許」とあるのは「免許（第十三条第一項に規定する免許をいう。以下同じ。）」と、同条第二項及び第十二条の四第四項中「大麻草採取栽培者名簿」とあるのは「大麻草研究栽培者名簿」と、同条第三項中「死亡」とあるのは「死亡し」とあり、「若しくは」とあるのは「又は相続人」と、「管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者」とあるのは「管理する者」と読み替えるものとする。

2 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

一 前項において準用する第十二条の三第一項の規定により免許を取り消したとき、又は大麻草の栽培の中止を命じたとき。

二 前項において準用する第十二条の四第二項の規定により免許を取り消したとき、又は同条第三項の規定による届出があったとき。

三 免許の有効期間が満了したとき（免許の有効期間が満了した者が引き続き免許を受けている場合を除く。）

第四章 監督

第十八条から第二十条まで 削除

第二十一条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、この法律の施行のため特に必要があるときは、大麻草栽培者その他の関係者から必要な報告を求め、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻に関係ある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り大麻を無償で収去させることができる。

2 麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員が前項の規定により立入検査又は収去をする場合には、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五章 雑則

第二十二条 都道府県は、この法律に基づき都道府県知事が行う免許その他大麻草の栽培の規制に必要な費用を支弁しなければならない。

第二十三条 この法律に規定する免許又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、大麻の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、免許又は許可を受ける者に對し不当な義務を課することとならないものでなければならない。

第二十四条 第九条（第三号から第五号までに係る部分に限る）、第十一条から第十二条の二まで、第十二条の五第二項及び第二十一条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二十五条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長又は地方麻薬取締支所の長に委任することができる。

第二十六条 この法律に定めるものを除き、この法律を施行するため必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

第六章 罰則

第二十四条 大麻草をみだりに栽培した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、一年以上の有期徒刑に処し、又は情状により一年以上の有期徒刑及び五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第二十四条の二 削除

第二十四条の三 第二十四条第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。

第二十四条の四 情を知つて、第二十四条第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料（大麻草の種子を含む。）を提供し、又は運搬した者は、五年以下の懲役に処する。

第二十四条の五 第二十四条及び前二条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第二十四条の六 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘留若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第十二条の三第一項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

第二十四条の七 第二十四条、第二十四条の三若しくは前条第二号の罪に係る大麻草又は同条第一号の罪に係る大麻で、犯人が所有し、又は所持するものは、没収する。ただし、犯人以外の所有に係るときは、没収しないことができる。

2 前項に規定する罪（前条の罪を除く。）の實行に關し、大麻草の運搬の用に供した艦船、航空機又は車両は、没収することができる。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘留若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七条第二項（第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第十条第一項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備えず、又は帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

三 第十条第二項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿の保存をしなかつたとき。

四 第十二条（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、大麻を廃棄したとき。

五 第十二条の二第二項、第十二条の四第一項若しくは第三項又は第十二条の五第二項（これらの規定を第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたとき。

六 第十六条の規定に違反したとき。

第二十五条の二 第十二条の二第二項、第十二条の四第三項又は第十二条の五第二項（これらの規定を第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなかつたときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第九条又は第十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
二 第二十一条第一項の規定による立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十四条第二項若しくは第三項（同条第二項に係る部分に限る。）の罪を犯し、又は第二十四条の六若しくは前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第二十八条 第七条第三項から第五項まで（これらの規定を第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則 一の法律は、公布の日から、これを施行する。
二 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大麻取締規則（昭和二十二年厚生省・農林省令第一号）は、これを廃止する。

附則（昭和二十五年三月二十七日法律第一八号）抄

一の法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附則（昭和二十七年五月二十八日法律第一五二号）抄
一の法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十八年三月一七日法律第一五号）抄
一の法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

一の法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
附則（昭和四五年六月一日法律第一一号）抄
一の法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一日法律第一一号）抄
一の法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一日法律第一一号）抄
一の法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一日法律第一一号）抄
一の法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一日法律第一一号）抄
一の法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一日法律第一一号）抄
一の法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一日法律第一一号）抄
一の法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一日法律第一一号）抄
一の法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一日法律第一一号）抄
一の法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一日法律第一一号）抄
一の法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一日法律第一一号）抄
一の法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一日法律第一一号）抄
一の法律は、公布の日から施行する。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三年一〇月五日法律第九三号）抄
一の法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一の法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（平成二年六月一九日法律第三三号）抄
一の法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二年六月一九日法律第三三号）抄
一の法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二年六月一九日法律第三三号）抄
一の法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二年六月一九日法律第三三号）抄
一の法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二年六月一九日法律第三三号）抄
一の法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二年六月一九日法律第三三号）抄
一の法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二年六月一九日法律第三三号）抄
一の法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二年六月一九日法律第三三号）抄
一の法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二年六月一九日法律第三三号）抄
一の法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二年六月一九日法律第三三号）抄
一の法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二年六月一九日法律第三三号）抄
一の法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二年六月一九日法律第三三号）抄
一の法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

一の法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
附則（昭和四五年六月一日法律第一一号）抄
一の法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一日法律第一一号）抄
一の法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一日法律第一一号）抄
一の法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一日法律第一一号）抄
一の法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一日法律第一一号）抄
一の法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一日法律第一一号）抄
一の法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一日法律第一一号）抄
一の法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一日法律第一一号）抄
一の法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一日法律第一一号）抄
一の法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一日法律第一一号）抄
一の法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一日法律第一一号）抄
一の法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一日法律第一一号）抄
一の法律は、公布の日から施行する。

るこれらの規定の適用についても、同様とする。

(準備行為)

第六条 第一条改正後大麻法第五条第一項又は第十三条第一項の免許を受けようとする者は、施行日前においても、これらの規定の例により、都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、これらの免許を申請することができる。

第七条 第二条改正後大麻法第五条第一項若しくは第十三条第一項の免許、第二条改正後大麻法第十九条第一項ただし書の許可又は第二条改正後大麻法第二十条の証明書の交付を受けようとする者は、第二号施行日前においても、これらの規定の例により、都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、これらの免許、許可又は証明書の交付を申請することができる。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為、附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(調整規定)

第二十八条 刑法施行日が施行日前である場合には、第一条のうち大麻取締法第二十四条第二項の改正規定中「の懲役」とあるのは「の拘禁刑」と、「有期懲役」とあるのは「有期拘禁刑」と、第三条のうち、麻薬及び向精神薬取締法第六十五条第一項の改正規定中「第六十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号」とあるのは「第六十五条第一項第一号」と、同法第六十九条の改正規定中「一に」とあるのは「いずれかに」と、同法第七十条の改正規定中「一に」とあるのは「いずれかに」と、同条第三号の改正規定中「二処方せん」を「処方箋」に、「者」とあるのは「者」とし、前条の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。